秋田市告示第22号

次の市税督促状は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２第１項の規定により公示送達する。

なお、当該市税督促状は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和４年２月１日

秋田市長　穂　積　　志

１　公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

２　送達する書類

令和２年度分市税督促状（７件）

令和３年度分市税督促状（275件）